

広島県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十三号

広島県手数料条例の一部を改正する条例

広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。
別表消防法（以下この項において「法」という。）の項の次に次のように加える。

政治資金 規正法（ 昭和二十 三年法律 第九十 四号。以 下この項 において 「法」と いう。）	法第十九条の十六第一項の規 定による少額領収書等の写し の交付	少額領収書等の写 しの交付手数料	用紙一枚につき 一〇円
	法第二十条の二第二項の規定 による報告書、法第十四条第 一項の規定による書面又は政 治資金監査報告書の写しの交 付	収支報告書等の写 しの交付手数料	用紙一枚につき 一〇円

附 則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。